

公共施設再配置計画の一部直しに向けた在るべき考え方について

1 公共施設再配置計画の一部見直しに向けた考え方について

今回の公共施設再配置計画の一部見直しの検討に当たり、重点を置くべき考え方について、策定当時と比較し下記のとおり整理する。

(1) 計画策定時の考え方

平成 29 年度の当初の計画策定の際は、考え方の方向性として「延床面積の削減」に重点を置いた。

このため、建築後 30 年の大規模改修期における施設の再配置も積極的に取り入れて検討を行った。

また、自治会や関係団体などへの民間移管の実施の可能性があるものについても積極的に取り入れて検討を行った。

(2) 計画の一部見直しに当たっての考え方

今回の一部見直しでは、考え方の方向性として、「延床面積の削減」だけでなく、建物のハード面、利用ニーズ、施設の運営状況などを踏まえた「施設の有効活用」にも重点を置くこととする。

今後も有効に利活用が見込まれる施設や市が所有し維持管理する必要がある施設などについては、施設の長寿命化を含め更新等が必要となる時期まで利活用することを念頭に計画の見直しを検討する。

2 上位計画との関係

上位計画である公共施設等総合管理計画において設定した延床面積 25%削減という目標値は、今後 30 年間に市が保有する公共施設を全て保有するとして推計した 1 年当りの更新等費用と、公共施設整備に使ってきた 1 年当りの投資的経費の差額である 7 億円（30 年で 210 億円）を削減しようとするものであり、財政上の課題に着目して設定した目標値となっている。

特に、本市は合併により重複した機能を持つ施設が複数あることから、今後の人口減少や人口構造の変化がもたらす市民ニーズの変化や財政状況の見通しを踏まえ、市の公共施設を適正な保有量にしていくための長期的な目標を掲げる必要がある。

一方で、再配置計画における取組の中では、財政的な効果のみに着目するのではなく、個々の建物の築年数や構造等のハード的な側面、施設を通じて提供される行政サービス（事業）の面等に着目して、再配置の検討を進める必要があり、施設に対する市民ニーズや施設の運営状況を踏まえ、安全に施設の利活用が可能であると見込まれる場合に施設を廃止することは現実的ではない。

このことから、公共施設等総合管理計画における延床面積 25%の削減目標は市が目指すべき目標として継続することとし、社会情勢の変化や市民ニーズの変化が生じた場合などの際には、計画を見直すこととする。

3 再配置の進め方における取組概要について

再配置計画書P186の取組概要の10行目以降に「なお、再配置後においては、行財政改革推進委員会を開催し、前年度までの進捗状況などを報告するとともに、再配置による施設コスト削減や利用者の満足度に関するモニタリング結果などにより、再配置の成果について評価します。この評価結果は、再配置後のサービス・利便性などの改善や、他施設の再配置の取組みに反映するなど、PDCAサイクルによる検証及び改善に努めながら継続的な取組を推進します。」と記載している。

しかしながら、再配置の実施については、個別施設の事情を踏まえ、その時に取るべき手法を検討し実施することになるが、施設の再配置は市だけで実施するものではなく施設の関係者や市民などと調整し行うものであることから、その再配置について個別に評価できるものではない。

このため、再配置後の取組みにおけるPDCAのCheck（評価）については、「前年までの再配置の実施状況を市民へ公表する」ことにより進捗の管理を行い、必要に応じて計画を見直すこととする。